

第 81 号議案

小城市立小・中学校運営支援室協議会設置要領の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

機構改革により、組織を構成する職員を変更する必要があるため、要領を改正するものである。

小城市教育委員会訓令第 号

小城市立小・中学校運営支援室協議会設置要領の一部を改正する訓令

小城市立小・中学校運営支援室協議会設置要領（平成 20 年小城市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「学校教育課職員」を「教育総務課職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

小城市立小・中学校運営支援室協議会連絡会議設置要領新旧対照表

現 行	改正案
(略) 第3条 協議会は、次の職にある者をもって組織する。 (1) 学校運営支援室の中心となる小・中学校(以下「中心校」という。) 及び中心校と連携し業務を行なう小・中学校(以下「連携校」という。) の全ての校長 (2) 中心校及び連携校の全ての事務職員 (3) 中心校及び連携校の教頭の代表者 (4) 小城市教育委員会<u>学校教育課職員</u> (5) 前4号に掲げるもののほか、必要により会長が依頼した者 (略)	(略) 第3条 協議会は、次の職にある者をもって組織する。 (1) 学校運営支援室の中心となる小・中学校(以下「中心校」という。) 及び中心校と連携し業務を行なう小・中学校(以下「連携校」という。) の全ての校長 (2) 中心校及び連携校の全ての事務職員 (3) 中心校及び連携校の教頭の代表者 (4) 小城市教育委員会<u>教育総務課職員</u> (5) 前4号に掲げるもののほか、必要により会長が依頼した者 (略)